

市内の中心部等とスキー場を結ぶ二次交通（バス）の在り方検討・実証業務 仕様書

1 業務名

市内の中心部等とスキー場を結ぶ二次交通（バス）の在り方検討・実証業務

2 業務期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日（水）まで

3 業務の目的

札幌市では「雪の街の魅力」と「国際観光都市の魅力」が融合した、札幌ならではの「都市型スノーリゾートシティ」をブランド化し、冬季における観光消費拡大を図ることを目的として、スキーを目的とした観光客の誘致を進めている。

しかし、現状では市内の宿泊施設からスキー場への移動において、公共交通機関の乗継や複雑な予約導線が観光客の大きな負担となっており、この二次交通の不便さが札幌滞在中にスキーを選択する際の障壁となっていると考えられる。

本業務は、市内中心部等から各スキー場へ結ぶ直行バスの実証運行を行い、運行データの収集・分析等を通じて観光客の潜在ニーズを把握することにより、二次交通（バス）の在り方検討や将来的な民間事業者による自立的な事業化に向けた検証を行うことを目的とする。

4 業務内容

本業務の目的を達成するため、受託者は委託者と十分に協議・調整の上、本仕様書の要件を満たすバスを運行する。乗車対象は主に観光客とするが、市民等の乗車を妨げるものではない。

業務実施に当たっては、業務計画の作成や事業の広報、連絡調整等、事前準備から実際の運行に付随する一切を業務範囲とする。本業務は、観光型貸切バス形式による運行を想定しているため、運行に必要な届出等は受託者が遅滞なく行うこと。

なお、今後、実際の契約に当たっては、提案内容やその後の協議により内容が変更となる可能性がある。

(1) 運行路線

以下のとおり、各スキー場への直行バスを運行すること。なお、利用客の最少催行人数は1名とする。

ア 札幌国際スキー場・フッズスノーエリア線

運行期間：令和8年（2026年）12月19日～令和9年（2027年）2月28日（72日間）

運行便数：1日1往復以上

停留場所：インバウンドの宿泊需要が高い狸小路～中島公園エリアを起点として停留場を設定すること。

※ 本路線は「札幌国際スキー場」行きを主軸とし、その経由地としてフッズスノーエリアに停留するものである。フッズスノーエリアを目的地とする専用路線の運行予定はない。

イ サッポロテイネ線

運行期間：令和8年（2026年）12月19日～令和9年（2027年）2月28日（72日間）

運行便数：1日1往復以上

停留場所：市内中心部（大通～すすきのエリアを想定）を起点として停留場所を設定すること。

ウ さっぽろばんけいスキー場線、札幌藻岩山スキー場線、滝野スノーワールド線

運行期間：令和8年（2026年）12月26日～令和9年（2027年）2月28日（65日間）

運行便数：各路線ともに1日2往復以上

停留場所：札幌駅周辺や大通エリアなど、交通結節点や宿泊施設が集積する都心部を起点として、各路線ごとに停留場所を設定すること。

(2) 運行に係る共通要件

ア 停留場所

上記(1)を基本とし、提案に基づき定める。乗降場所は複数設定することとし、設定するホテル及び施設等との使用許可に関する交渉、並びに運用に関する一切の調整は、受託者の責任において行うこと。

イ 時刻表

各スキー場の営業時間及び利用客の滞在ニーズ、利便性等を考慮し、効果的なダイヤを提案し、委託者と協議の上で決定すること。

ウ バス車両の仕様

需要予測に応じた適切な車両サイズ（大型・中型・小型等）を提案すること。また、運行に当たっては、使用するバス車両に必要な装飾を施すこと。装飾イメージについては、札幌市のスノーリゾートブランドとの整合性を図るため、委託者と事前に協議を行うこと。

エ 添乗員の配置

全路線の運行当日に、英語対応可能な添乗員を各便1名乗車させること。添乗員は以下の業務を行う。

- ・利用客の案内（乗降時間、滞在時間、集合場所の周知等）
- ・スキー場施設担当者との到着・出発に関する連絡・調整
- ・利用客の点呼及び安全管理
- ・商品の販売、決済

オ 多言語対応

車内アナウンス、行先表示、利用案内等は日本語及び英語を必須とし、必要に応じて中国語（繁体字・簡体字）を併記すること。

カ キャッシュレス対応

クレジットカード、QRコード決済等のキャッシュレス決済を導入すること。

(3) 乗車料金及び収支精算

ア 乗車料金の設定

受託者は、現在市内で運行されている既存のスキーバスや公共交通機関の料金体系を十分に調査・比較した上で、本実証運行にふさわしい料金案を提示し、委託者と協議の上で決定すること。

料金設定に当たっては、将来の自走化を見据え、運行コストと受益者負担のバランスを考慮した、安価すぎない適正価格を検討すること。

イ 収支の取扱い

本事業の乗車料金収入は全て受託者の総収入とする。なお、委託者が受託者に支払う委託料の額は「業務に要する総費用」から実証運行期間中に受託者が得た「乗車料金収入の実績額」を差し引いた額とする。

(4) 予約・販売及び決済

ア 予約・決済システムの構築

日本語、英語、中国語（繁体字・簡体字）に対応したオンライン事前予約・決済システムを構築・運用すること。また、当日空席がある場合の乗車対応及び車内等での現地決済手段を確保すること。

イ 販売チャネルの拡大

Webサイトによる直接販売のほか、電話受付、及び各旅行会社窓口や宿泊施設のフロント等で受付・販売ができるよう、受託者のネットワークを活用して調整すること。

ウ リフト券等とのセット販売の実施

バス乗車券と各スキー場のリフト券・スキー用具のレンタル等を組み合わせた「セット券」を企画・販売すること。オンライン予約システムにおいて、バス単体利用とセット利用のいずれも選択・決済できる仕組みを構築すること。

セット販売の実施に当たり、各スキー場運営事業者との料金設定、精算方法、現地でのリフト券等の引き換えフロー等に関する協議・調整は、受託者の責任において行うこと。

(5) 事業のプロモーション

本実証運行の認知度を高め、利用を促進するため、ターゲット（特にインバウンド及び国内観光客）の行動導線に合わせた戦略的な広報活動を展開すること。

ア 「旅ナカ」における周知・誘導

市内の主要ホテル、観光案内所等において、ポスターの掲示やリーフレットの設置、フロントスタッフへの情報提供を行うこと。

対象となる各スキー場の公式サイトや施設内において、バス運行情報の周知を行うこと。

イ 広報媒体の制作

a. ランディングページの作成

札幌市スノーリゾートシティ協議会公式ウェブサイト「SNOW SAPPORO」内に、予約システムと連動したプロモーション用特設ページを作成すること。多言語（日・英・中（繁体字・簡体字））に対応し、利用方法や時刻表を分かりやすく掲載すること。

【公式ウェブサイトURL】 <https://snowsapporo.com/>

b. 紙媒体の制作

当事業を周知するための紙媒体（リーフレット等）を制作すること。

ウ デジタルメディアの活用

Instagram、Facebook等のSNSを活用し、広告配信や情報発信を行うこと。特にインバウンドが利用する主要プラットフォームを意識すること。

(6) 調査・分析及び効果検証

次年度以降の事業性等の検討のため、以下のデータを収集し、分析した上で、報告書としてまとめること。

ア 乗車実績データ（日別、便別、国籍別、利用停留所等）

イ リフト券とのセット販売の利用実績と分析

ウ 利用者アンケート（満足度、利用動機、消費額、他観光地への立ち寄り有無等）

エ 民間自立運行に向けた収支シミュレーション及び課題の抽出

オ 民間自立運行（自走化）に向けた具体的な事業モデルの提案

実証運行の結果及び収支シミュレーションに基づき、次年度以降に官民連携又は民間単独での持続可能な運行を実現するためのスキームを具体的に提案すること。

5 業務報告等

業務報告書により、業務完了後速やかに、業務の実施結果、事業経費と運賃収入の決算を報告する。併せて、民間事業者における事業性の検討という本事業の目的及び実施結果を踏まえ、業務報告書には、把握した課題や次年度以降に同様の事業を実施する場合に改善が必要な事項等も記載すること。

(1) 業務報告書 3部（Googleドキュメント・スプレッドシート・スライドにて編集可能な電子データも提出すること）

(2) 業務完了届 1部

(3) 制作物 一式

当該業務で制作した原稿データ等を提出すること。

6 個人情報の管理

業務に際し、個人情報を取り扱う場合においては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、適切な措置を講じること。

7 その他

(1) 本業務の遂行に当たっては、利用者の安全を十分に考慮し、保険の加入など、受託者の責任において必要な安全対策を講じること。また、万が一事故等が生じた場合

は、速やかに委託者へ報告の上、受託者の責任において利用者及び関係者へ誠実に対応すること。

- (2) 本業務の実施に当たっては、札幌市の受託業務であることに留意し、関係法令を遵守するとともに、必要な届出や情報提供を遅滞なく行うこと。
- (3) 本業務の遂行に当たり、委託者は受託者が実施する調整に協力するとともに、必要に応じて打合せを行う。
- (4) 本業務の遂行に伴い受託者が提供を受けたデータ及び打合せ、資料、計画等の内容については、本業務の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。
- (5) 事業の実績は全て委託者の所有とし、委託者の承諾を受けずに他に公表、貸与、又は使用してはならない。
- (6) 業務に付帯する作業については、本仕様書に明記されていない事項であっても履行すること。
- (7) 自然災害等、やむを得ない理由が認められる場合は委託者と受託者が協議の上で運行中止や変更の判断を行う。なお、この場合のキャンセル対応や関係機関との調整も本業務の範囲に含む。
- (8) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）の2に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。
- (9) 成果物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (10) 成果物が本仕様書に反することが判明した場合には、受託者は、納品後であってもデータの修正を行うこと。
- (11) 本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- (12) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。